

岩手県告示第493号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨大船渡市長から次のとおり通知があった。

平成24年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市大船渡町字茶屋前地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年6月28日から同年10月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び現地測量）